

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準

1 目的

この基準は、災害時に受水槽内の水道水を有効活用できるように、受水槽に非常用給水栓を設置する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

2 適用の範囲

この基準の適用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受水槽用の水量を計量するための量水器が設置されていない場合に適用する。
- (2) 災害等により当局から水が供給されない場合、若しくは災害等によりポンプ施設が停止して給水されない場合にのみ使用できるものとする。

3 設置の条件

非常用給水栓の設置条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 非常用給水栓には、量水器を設置せず、通常時に容易に使用することが出来ないように蛇口部分に封印を施すものとする。
- (2) 非常用給水栓は、口径φ20mm以下とすること。
- (3) 非常用給水栓の取出し位置は、受水槽有効容量の最低水位より高い位置とすること。
- (4) 既設受水槽に非常用給水栓を設置する場合、受水槽本体の強度に影響を与えない構造とすること。
- (5) 住民への周知方法として、「災害時の使用に限定」のプレートを掲示すること。

なお、プレートの材質は腐食や破損の恐れがないものとし、大きさは縦30cm×横10cm以上とすること。

4 維持管理及び点検

非常用給水栓の設置者は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 非常用給水栓の維持管理については、設置者において責任者を定め、適正に管理及び点検をすること。

また、必要に応じて当局職員による点検を実施するものとする。

- (2) 災害時に非常用給水栓を使用したときは、別紙「非常用給水栓使用届」により使用日時を報告すること。
- (3) 非常用給水栓を、災害時以外など本来の目的以外に使用したときは、その理由を説明するとともに管理方法についての是正策を提出すること。

なお、適正な是正処置が講じられない場合は、設置者の負担により当該給水栓を撤去すること。

5 事務処理等

- (1) 非常用給水栓の設置者は、非常用給水栓を設置するにあたり、図面とともにこの基準に関する誓約書を提出すること。
- (2) 図面表示は給水栓とし、平面図及び立面図に「非常用給水栓」と表示すること。
- (3) 図面及び誓約書は、光ファイル化すると共に、誓約書の原本を整理し保管すること。

附則

この取扱基準は、平成25年 4月 1日から適用する。

附則

この取扱基準は、平成31年 4月 1日から適用する。

(別紙)

非常用給水栓使用届

年 月 日

千葉県企業局長

様

住所

氏名 ㊟

個人が届け出る場合は、届出者の押印を省略することができる。

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準により、次のとおり災害時に使用しましたので、お届けいたします。

水栓番号(親)	
設置場所	
建物名称	
使用日時	月 日 時 分から 月 日 時 分まで

誓 約 書

年 月 日

千葉県企業局長 様

住 所

氏 名 ⑩

個人が誓約する場合は、誓約者の氏名を自書することにより、押印を省略することができる。

災害時の飲料水を確保する目的で受水槽へ非常用給水栓を設置するにあたり、下記事項を遵守するとともに、万一目的以外で封印を切った場合は、貴局の如何なる処置に対しても申立てをしないことを誓約いたします。

記

1 申請場所 市 町 丁目 番 号

2 誓約事項

- (1) 非常用給水栓は、災害等により当局から水が供給されない場合、災害等によりポンプ施設が停止して給水されない場合にのみ使用します。
- (2) 非常用給水栓には、通常時に容易に使用することが出来ないように蛇口部分に封印を施すものとし、責任者を定め、適正に管理及び点検をします。
- (3) 非常用給水栓は、口径φ20mm以下とします。
- (4) 非常用給水栓の取出し位置は、受水槽有効容量の最低水位より高い位置とします。
- (5) 住民への周知方法として、「災害時の使用に限定」のプレートを掲示します。
- (6) 災害時に非常用給水栓を使用したときは、使用日時を報告します。

雑用水の利用促進に関する指導要綱

平成8年2月26日制定

(目的)

第1条 この要綱は、本県における水資源の確保が厳しい状況にあるため、建築物に係る雑用水利用について必要な事項を定め、水の有効利用の促進を図ることを目的とする。

(県及び建築主の責務)

第2条 県は、第1条の目的を達成するため、建築主と協力し、雑用水利用の促進に努めるものとする。

2 建築主は、雑用水利用の導入等、水の有効利用及び節水に努めるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雑用水 人の飲用その他これに類する用途以外の用途に供される水をいう。
- (2) 雑用水利用 建築物からの排水（以下「汚水」という。）を再生処理し又は雨水を貯留して雑用水として利用することをいう。
- (3) 雑用水利用施設 雑用水利用に係る水処理施設及び雨水集水施設並びに付帯する設備（配管類、ポンプ等）をいう。
- (4) 計画一日平均使用水量 当該建築物における上水道（自家用井戸を含む）の計画一日最大使用水量の8割で算定した水量をいう。
- (5) 開発行為等 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12号に規定する開発行為及び宅地開発事業等の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号、以下「宅地開発条例」という。）第2条第1号に規定する宅地開発事業等をいう。

(対象区域)

第4条 この要綱の対象区域は、県全域とする。

(対象建築物)

第5条 この要綱の対象となる建築物は、住宅（住宅を含む複合用途建築物は、住宅部分をいう。）を除き次の各号に掲げるものとする。

- (1) 汚水を公共下水道に接続・放流するものについては、計画一日平均使用水量が300m³以上のもの、又は建築延床面積が3万m²以上のもの
- (2) 汚水を個別に処理し、公共用水域に放流するものについては、計画一日平均使用水量が100m³以上のもの、又は建築延床面積が1万m²以上のもの

(雑用水の用途)

第6条 この要綱の対象とする雑用水の用途は、原則として水洗便所の洗浄用とする。

(雑用水利用計画書に基づく指導助言)

第7条 建築主は、当該建築物が第5条に規定する対象建築物に該当する場合は、次に掲げるときまでに、雑用水利用計画書(別記様式)に基づいて県の指導助言を受けることができる。

- (1) 当該建築物の建築が開発行為等を伴う場合には、当該開発行為等について都市計画法第29条の規定による知事の許可又は宅地開発条例第7条の規定による知事の確認を受けるとき
- (2) (1)以外の場合には、当該建築物について建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の規定による建築確認申請を提出するとき

(優遇措置等の情報の提供)

第8条 県は、雑用水利用を促進するため、税制、融資等の制度上の優遇措置等について建築主等に対して情報の提供に努めるものとする。

(雑用水利用施設の構造)

第9条 雑用水利用施設を設置する場合の雑用水貯水槽は、雑用水の水量不足に備え、水道水の補給ができる構造のものが望ましい。この場合において、雑用水貯水槽は、雑用水が水道水に混入しない構造とするものとする。

(雑用水利用施設の管理)

第10条 雑用水利用施設の設置者若しくは建築主又は管理者(以下「設置者等」という。)は、雑用水の系統に係る配管設備について、飲料水その他雑用水以外の他の系統に係る配管設備との間に衛生上及び利用上の支障を生じることのないよう管理保全に努めるものとする。

(雑用水利用施設の構造及び管理基準の遵守)

第11条 設置者等は、この要綱に定めるもののほか、雑用水利用施設の構造及び管理基準については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)」及び「排水再利用の配管設備の取り扱いについて(昭和56年4月27日住指発第91号建設省住宅局建築指導課長通知)」に定める基準を遵守するものとする。

(補 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、雑用水利用に関し必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別記様式

雑用水利用計画書

平成 年 月 日

千葉県知事様

建築主の住所

氏 名



(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

1 建築予定場所	
2 建築物の規模及び用途	m ²
3 計画1日平均使用量	m ³ /日
4 雑用水の原水の種別及び 計画1日平均雑用水使用量	m ³ /日
5 着工予定年月日	年 月 日
6 供用開始予定年月日	年 月 日
7 その他 水の有効利用及び節水対策	

注意：雑用水の使用用途は水洗便所の洗浄用とする。

千葉県企業局量水器共通仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県企業局（以下「当局」という。）が水道需要者の使用水量を計量するために使用する口径 13mm から 300mm までの量水器に適用する。

2 法令等の遵守

当局が使用する量水器は、次の法令、その他関連する関係法規等によるものとする。

- (1) 計量法(平成 4 年法律第 51 号)及び特定計量器検定検査規則
- (2) 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)及び水道法施行令に定める厚生労働省令「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」
- (3) 日本工業規格
 - ① J I S B 8570-1
(水道メーター及び温水メーター 第 1 部：一般仕様)
 - ② J I S B 8570-2
(水道メーター及び温水メーター 第 2 部：取引又は証明用)
 - ③ J I S B 7554 (電磁流量計)
- (4) その他関連法令等

3 用語の定義

この仕様書に用いる用語は次のとおりとする。

なお、関係法令、J I S 等で「メーター」及び「メータ」とあるのは、この仕様書の「量水器」と同義である。

- (1) 「新品」とは、上ケース及び下ケースを含む全ての部品に新品を利用して製造するものである。
- (2) 「一部修理」とは、当局が引き渡す掘上量水器を分解し、上ケース及び下ケースを再利用し、その他の部品は新品を利用して製造するものである。
- (3) 「全体修理」とは、当局が引き渡す掘上量水器を、新品量水器同様に再生するものである。
- (4) 「口径」とは、接続する給水管の呼び口径をいう。
- (5) 「たて形軸流羽根車」とは、流水が垂直に軸線方向から羽根車に回転を与える構造をいう。
- (6) 「電磁式」とは、電磁流量計によるものをいう。
- (7) 「電子式」とは、羽根車の回転を電子装置により検出、演算処理するものをいう。
- (8) 「液晶デジタル表示」とは、流水と隔離した部分に演算機能を含む液晶表示部を内蔵した構造をいう。
- (9) 「隔測方式」とは、量水器本体の表示機構のほかに、量水器から離れた場所で計量値などの外部出力機能を有するものをいう。
- (10) 「器差」とは、計量値から真実の値を減じた値のその真実の値に対する割合（実量に対するメーターの誤差）
- (11) 「検定」とは、計量法に規定される特定計量器の検査

- (12)「検定公差」とは、検定における器差の許容値
- (13)「使用公差」とは、使用中検査における器差の許容値
- (14)「定格動作条件」とは、水道メーターの器差が検定公差以内であることが要求される、影響因子の値の範囲を指定した条件
- (15)「定格最小流量(Q1)」とは、水道メーターが定格動作条件下で、検定公差内で作動することが要求される最小の流量
- (16)「転移流量(Q2)」とは、定格最大流量Q3と定格最小流量Q1との間にあって、流量範囲の領域が検定公差によって特性づけられる「大流量域」と「小流量域」との2つの領域に区分する境界の流量 $<Q2=Q1 \times 1.6>$
- (17)「定格最大流量(Q3)」とは、水道メーターが定格動作条件下で、検定公差内で作動することが要求される最大の流量
- (18)「限界流量(Q4)」とは、水道メーターが、短時間の間検定公差内で作動し、かつ、その後定格動作条件下で作動させたときにも計量性能を維持していることが要求される最大の流量 $<Q4=Q3 \times 1.25>$
- (19)「小流量域」とは、定格最小流量以上、転移流量未満の流量範囲
- (20)「大流量域」とは、転移流量以上、定格最大流量以下の流量範囲
- (21)「型式承認」とは、特定計量器の構造が計量法で定められた技術基準に適合するか否の試験をメーカーが本格的に製造する前に実施し、その計量器を国(国から委任された機関等)が承認する。

4 量水器の種類

本仕様書に適用する量水器は、次のとおりとする。

(1) 接線流羽根車式

口径(mm)	名称	検針表示形態	全長(mm)
13	接線流羽根車単箱乾式 量水器	アナログ・デジタル併用表示液晶	165
20	接線流羽根車複箱乾式 量水器	デジタル表示(電子式)	190
25			225

(2) たて形軸流羽根車式

口径(mm)	名称	検針表示形態	全長(mm)
40	たて形軸流羽根車乾式 量水器	アナログ・デジタル併用表示液晶 デジタル表示(電子式)	245

(3) たて形軸流羽根車式(はん用)

口径 (mm)	名称	検針表示形態	全長(mm)
50	たて形軸流羽根車乾式 (はん用)量水器	アナログ・デジタル併用表示 液晶デジタル表示	560
75			630
100			750

(4) 電磁式水道メーター

口径 (mm)	名称	検針表示形態	全長(mm)
150	電磁式水道メーター	液晶デジタル表示	1,000
200			1,160
250			1,240
300			1,600

(5) 隔側量水器(湿式)

口径(mm)	名称	検針表示形態	全長(mm)
13	記憶装置付接線流羽根車 単箱湿式量水器	隔側	165
20	記憶装置付接線流羽根車		190
25	複箱湿式量水器		225

- 注) 1 電子式は、原則として隔側量水器として使用するものである。
 2 口径 50 mm以上の量水器の全長には、量水器用伸縮補足管を含むものとする。

5 量水器の仕様及び規格等

量水器は、計量法に基づく型式承認を受けたもので、仕様は次によるものとする。

(1) 構造

量水器の構造は、J I S B 8570 (1部及び2部) によるものとする。

なお、量水器の蓋は、容易に外れることのないように確実に取付けること。

(2) 形状・寸法

量水器の外ケースの形状・寸法は、当局が別に定める「量水器構造図」によるものとする。

なお、口径 50 mm以上の量水器は、量水器用伸縮補足管付とし、量水器の全長はハウジング形継ぎ手用メーターの寸法に準拠する。

(3) 材質

① 量水器各部に使用する部品の材質は、通常の使用に十分耐えられる強度及び耐久性を有し、水道法施行令第6条に定める「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の浸出基準に適合するものとする。

② 量水器ケースは鉛レス銅合金とする。鉛レス銅合金は、J I S H 5120 C A C 406と同等以上の強度、耐久性、耐食性等をもち、鉛の含有量が0.25WT%以下の銅合金とする。

なお、材質記号は次のとおりとし、量水器ケースの見やすい位置に鋳出し又は、刻印による表示とする。

鉛レス銅合金の種類		部品材料表示	材質記号
J I S H 5120	ビスマス青銅鋳物	CAC 901、902、903B 905、906	B
	ビスマスセレン青銅鋳物	CAC 911	
	シルジン青銅鋳物	CAC 804	E
J I S H 5121	ビスマス青銅連鋳鋳物	CAC 901C、902C、 903C、905C、 906C	B
	ビスマスセレン青銅連鋳鋳物	CAC 911C	
	シルジン青銅連鋳鋳物	CAC 804C	E

*上記に該当しない場合は別途当局と協議する。

- ③ 上ケースと下ケースは、同一材質（材質記号）とすること。
- ④ 量水器ケースの材質が JIS H 5120 CAC406 の場合は、鉛の浸出対策として適正な内面の表面処理が施されたものでなければならない。

また、処理工法を示す記号は次のとおりとし量水器蓋裏にシールを貼付するものとする。

表面処理工法	処理方法	記号
表面改質処理法	材料表面の鉛を化学的に除去する表面改質	T
表面塗装処理法	材料表面の樹脂塗料による焼付コーティング	C

- ⑤ 電磁式の量水器ケースの材質は SUS（ステンレス鋼）とする。
- ⑥ 量水器用伸縮補足管本体の材質は、FCD（ダクタイル鋳鉄）とする。

(4) 量水器の塗装

- ① 材質が鉛レスの量水器ケースは、内外面を腐食防止対策として、容易に剥離することのない無色透明の塗装を行い、量水器の蓋のみを当局指定の色（新品は水色、一部修理の一回目は灰色、一部修理の二回目は深緑色、全体修理はクリーム色）で塗装するものとする。
- ② 材質が JIS H 5120 CAC406 の量水器ケースの外表面は、当局指定の色（一部修理の一回目は灰色、一部修理の二回目は深緑色）で塗装するものとする。なお、量水器の蓋の色も同様とする。

(5) 計量特性

- ① 接線流羽根車式及びたて型軸流羽根車式（B）

口径 (mm)	計量特性				
	計量範囲 R Q ₃ /Q ₁	流量 (m ³ /h)			
		定格最小流量 Q ₁	転移流量 Q ₂	定格最大流量 Q ₃	限界流量 Q ₄
13	100	0.025	0.040	2.5	3.13
20		0.040	0.064	4.0	5.0
25		0.063	0.101	6.3	7.88
40B		0.160	0.256	16.0	20.0

② たて形軸流羽根車式(はん用)

口径 (mm)	計量特性				
	計量範囲 R Q ₃ /Q ₁	流量 (m ³ /h)			
		定格最小流量 Q ₁	転移流量 Q ₂	定格最大流量 Q ₃	限界流量 Q ₄
50	100	0.400	0.640	40.0	50.0
75		0.630	1.008	63.0	78.75
100		1.000	1.600	100.0	125.0

③ 電磁式水道メーター

口径 (mm)	計量特性				
	計量範囲 R Q ₃ /Q ₁	流量 (m ³ /h)			
		定格最小流量 Q ₁	転移流量 Q ₂	定格最大流量 Q ₃	限界流量 Q ₄
150	160 以上	160 以上 ÷ Q ₃	Q ₁ × 1.6	250 以上	Q ₃ × 1.25
200				630 以上	
250				630 以上	
300				1000 以上	

(6) ねじ及びフランジの寸法

① 量水器取付部のねじの寸法等は、JIS B 8570-1 の 7.2 によるものとする。

なお、ねじ接続部の外径及び山数は次のとおりとする。

呼び径 DN	ねじの呼び	ねじ接続部	
		外径 (mm)	山数
13	G3/4	26.441	14
20	G1	33.249	11
25	G1 1/4	41.910	
40	G2	59.614	

② 量水器取付部のフランジ寸法は次のとおりとする。 (単位: mm)

呼び径	フランジ 外径	ボルト穴 中心円径	ガスケット 座径	ボルト 穴数	ボルト 穴径
50	186	143	100	4	19
75	211	168	125		
100	238	195	152		
150	290	247	204	6	23
200	342	299	256	8	
250	410	360	308		
300	464	414	362	10	

6 表示機構

表示機構は、J I S B 8570-2によるものとする。

(1) 表示範囲

口径 (mm)	アナログ・デジタル併用表示		液晶デジタル表示	
	最大表示量の最 小値 (m ³)	最小の目量 (m ³)	最大表示量の最 小値 (m ³)	最小の目量 (m ³)
13	9,999	0.001	9,999	0.0001
20	9,999	0.001	9,999	0.0001
25	9,999	0.001	9,999	0.0001
40	99,999	0.001	99,999	0.0001
50	999,999	0.01	999,999	0.001
75	999,999	0.01	999,999	0.001
100	999,999	0.01	999,999	0.001
150			9,999,999	0.01
200			9,999,999	0.01
250			9,999,999	0.01
300			9,999,999	0.01

(2) アナログ・デジタル併用表示

- ① 100リットル以上の位は、数字車によるデジタル表示とする。
- ② 10リットル以下の位は、アナログ指針による表示とする。
- ③ アナログ指針は、赤色とする。
- ④ 羽根車の回転を表す回転指標又は1リットル針を設けるものとする。

(3) 液晶デジタル表示

- ① 100リットル以下の位の表示は、m³の位との区分が明確になるように、文字の大きさを小さくするなどの手段を講じる。
- ② 流れ方向の検出は、正逆両方向とする。
- ③ 羽根車の回転を表す回転指標は、液晶の点滅により表示するものとする。
- ④ 電池の寿命及び容量は、通常の使用状態で8年以上の期間、量水器が正確かつ確実に機能するものでなければならない。
- ⑤ 電磁式メーターには、瞬時流量を常時表示するものとする。

7 表示

量水器には、その見やすい箇所に見やすい大きさと容易に消えない方法で次に掲げる事項を表示すること。

(1) 量水器ケースの表示項目

- ① 上ケースに水道マーク及び量水器番号(当局の指示)を刻印する。
- ② 上ケースに材質記号を鋳出し表示する。
- ③ 下ケースに口径・鋳造年・材質記号・製造者記号・流れの方向を鋳出しする。
- ④ 電磁式メーターは、ケースの上端に水道マーク及び量水器番号(当局の指示)を刻印するとともに、ケースの側面に口径・製造者記号・流れの方向を表示する。

(2) 目盛板の表示項目

- ① 計量単位
- ② Q3 の値、Q3/Q1 の値
- ③ 型式承認番号
- ④ 製造業者の名称又は登録商標
- ⑤ 取り付け姿勢

(3) 量水器の蓋の表示項目

量水器の蓋に量水器番号(当局の指示)を刻印する。

8 検定証印又は基準適合証印

量水器は、計量法第 72 条第 1 項に規定する検定証印が付されたもの又は同法第 96 条第 1 項に規定する基準適合証印（指定製造業者の指定に関する省令第 8 条第 4 項の規定によるシールも可とする）が付されたものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書について疑義が生じた場合は、当局の解釈によるものとする。

量水器構造図

【小口径】

千葉県企業局

1. 接線流羽根車単箱乾式量水器（口径13mm）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 接線流羽根車複箱乾式量水器（口径20, 25mm）・・・・・・・・・・・・ 4
3. たて形軸流羽根車乾式量水器（口径40mm）・・・・・・・・・・・・・・ 8

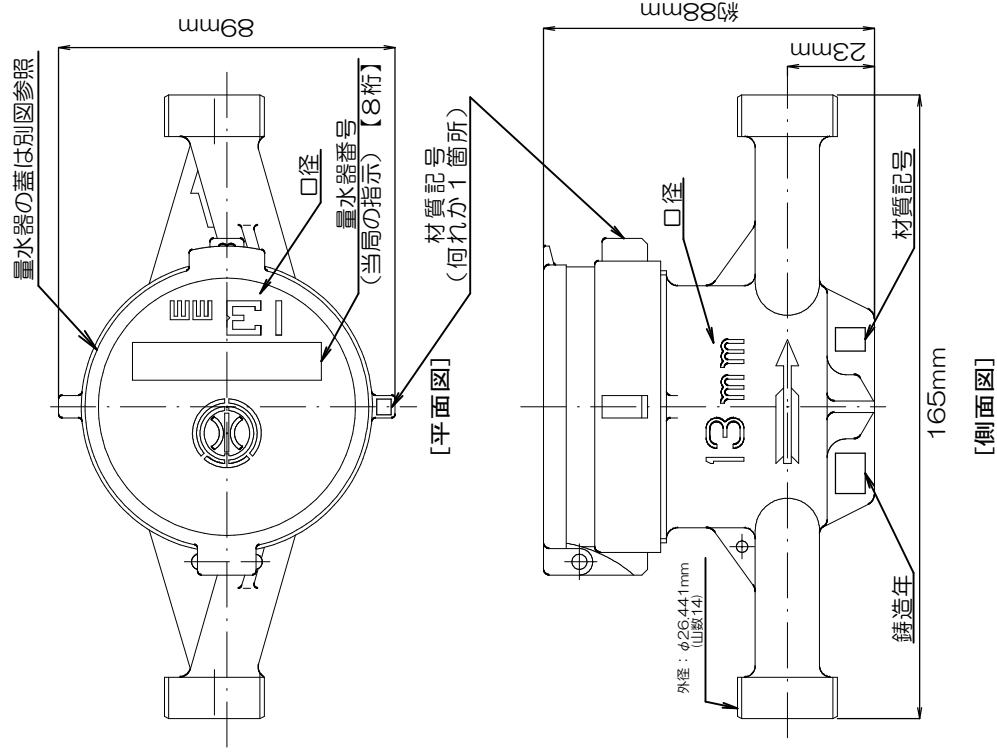
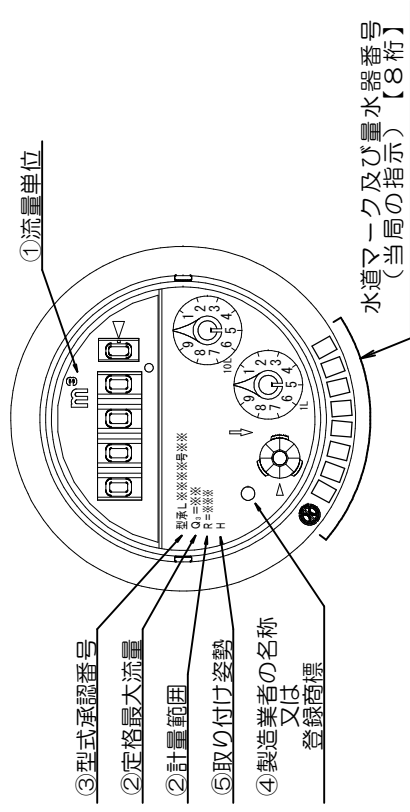


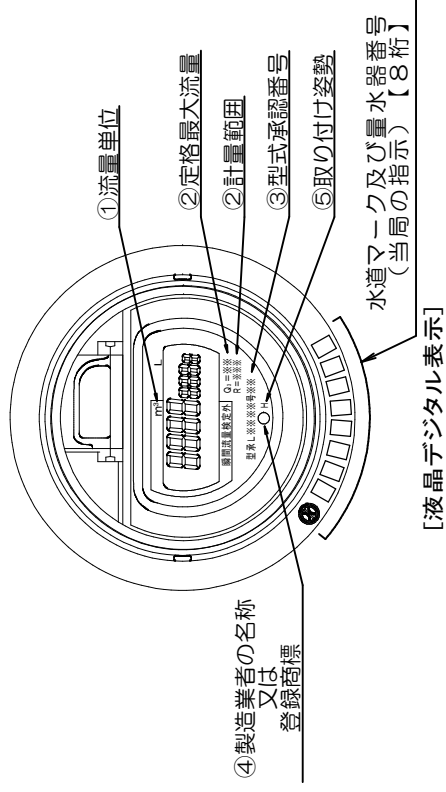
図-1 口径13mm流量器外觀図
[側面図]

※1) 上ケースの備付け具合により、蓋の取付け位置及び流量器番号の刻印位置に相違があってもよい。

※2) 表示部における各々の目盛板表記は一例であり、形状を規定するものではない。



[アナログ・デジタル併用表示]



[液晶デジタル表示]

図-2 口径13mm流量器表示部

接線流羽根単箱乾式量水器 [口径13mm]

表-1 口径 13mm 量水器主要寸法及び許容差 単位:mm

部品名称	記号	寸法	許容差
上ケース	D_1	69.5	
	H_1	7	
	D_2	M72×2	
	D_3	M72×2	
	D_4	64	+0.07 0
	D_5	58	+0.1 0
	D_6	15	
	D_7	11	±0.05
	D_8	16	
下ケース	D_9	M11×1	
	t_1	3.5	
	t_2	3	
	H_2	43	+0.1 0
	H_3	7	±0.05
	H_4	11	
	H_5	2.5	+0.05 0
	H_6	43	
	H_7	23	
	L_1	165	
	L_2	8	
	L_3	11	
	L_4	18.3	
	A	16°	

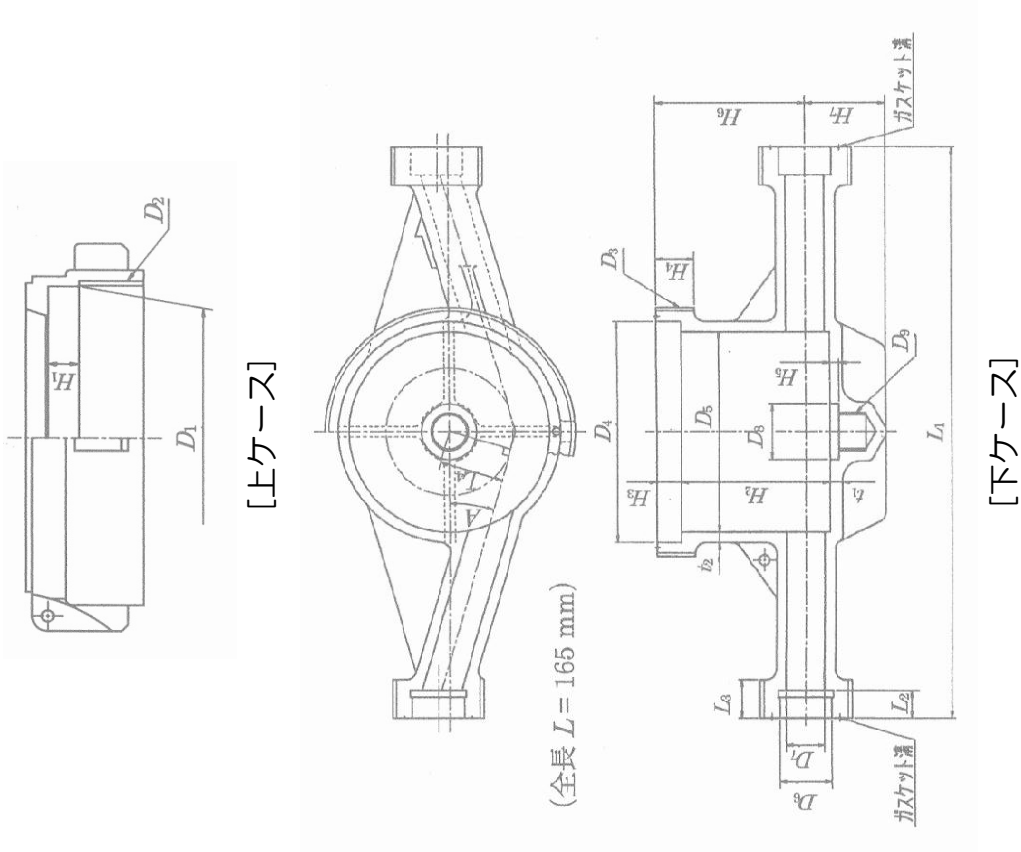
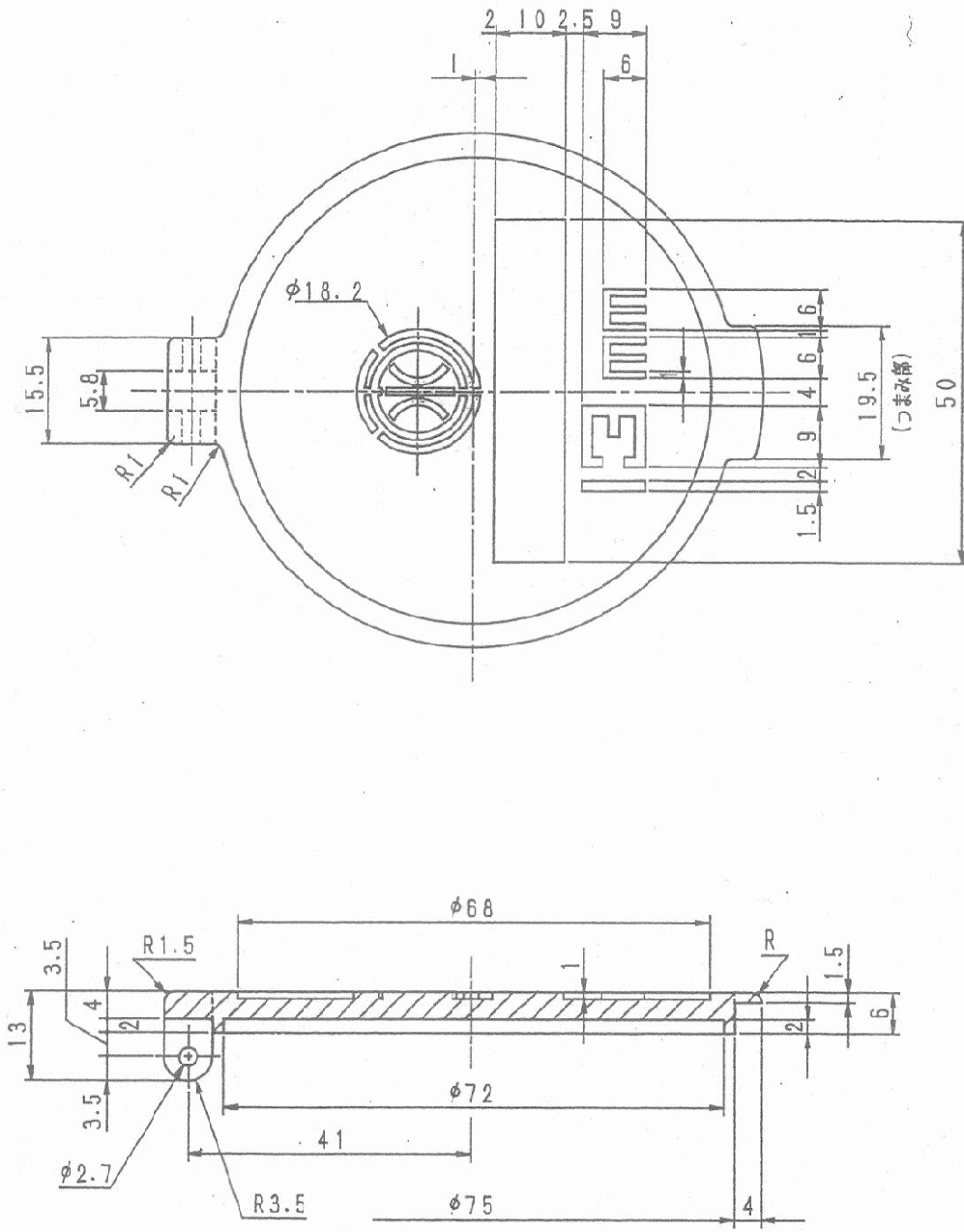


図-3 口径 13mm 量水器主要寸法図

※上記の図表は、財団法人日本工業規格発行の JIS 8750-1 (水道メーター及び温水メーター 第 1 部：一般仕様) より転載しました。



[側面図]

[平面図]

図-4 量水器蓋 (口径13mm用)

※ 上記の寸法を標準とし、構造及び形状が大きく変わることはないものとする。

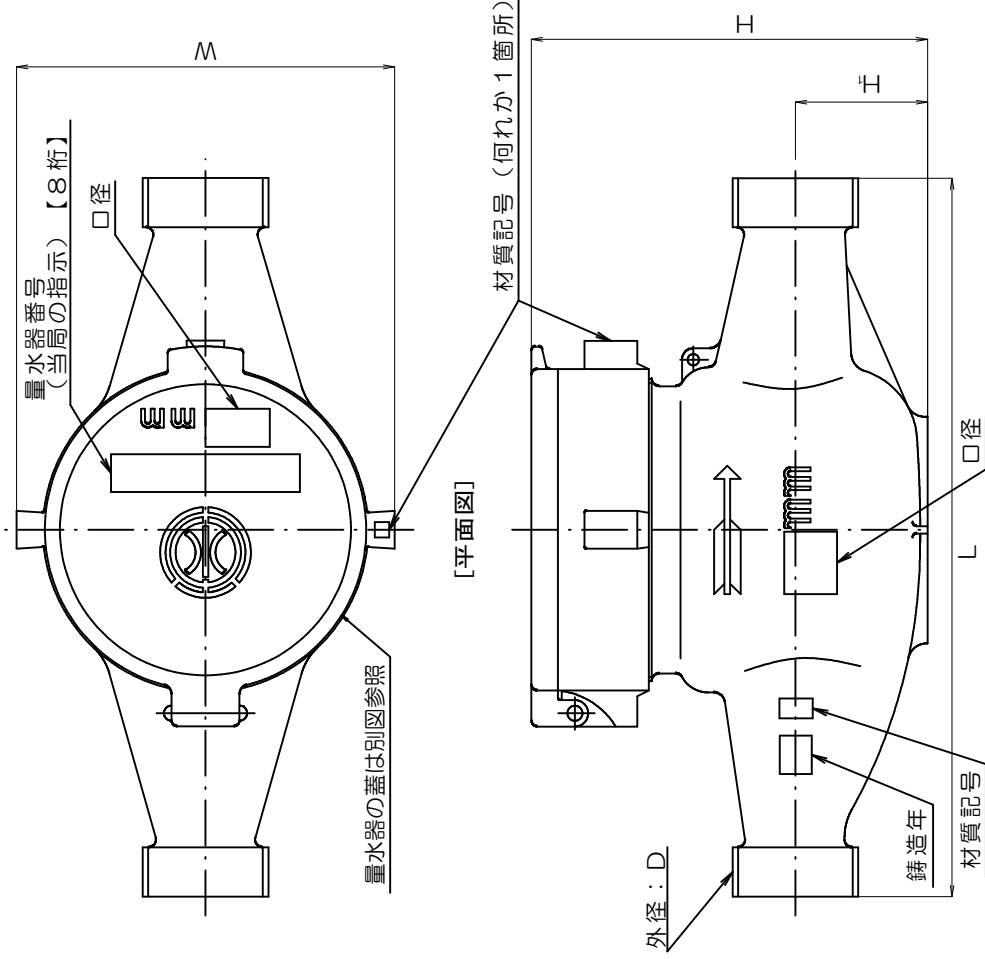
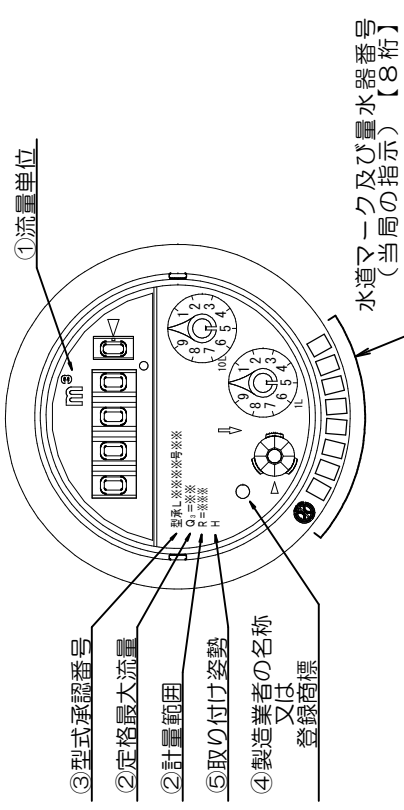


図-5 口径20.25mm量水器外觀図

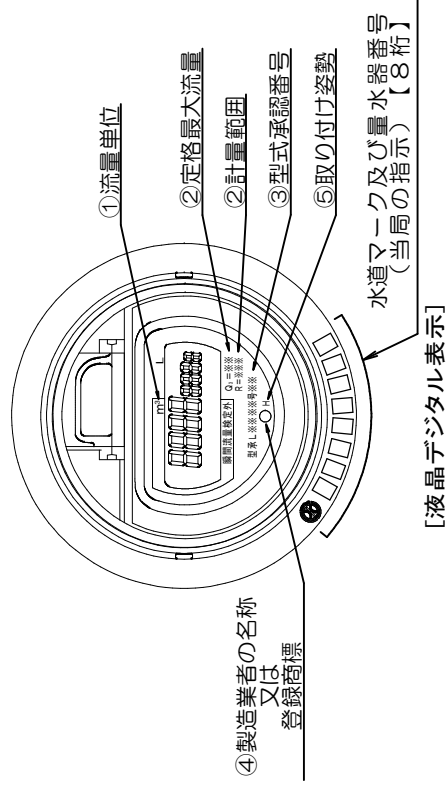
表-1 口径20.25mm量水器寸法表

単位：mm

口径	L	W	H	H ₁	D
2.0	190	100	約105	35	φ33.25 (11⅓)
2.5	225	100	約105	35	φ41.96 (1⅓)



[アナログ・デジタル併用表示]



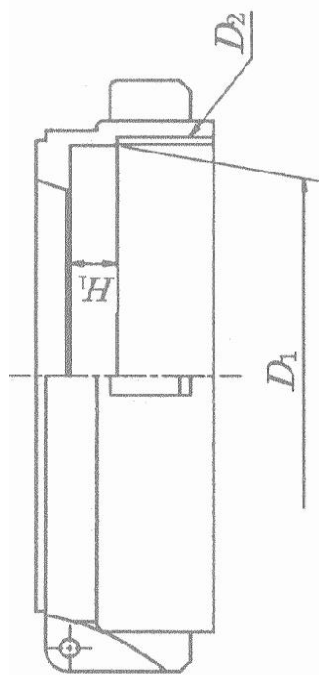
[液晶デジタル表示]

図-6 口径20.25mm量水器表示部

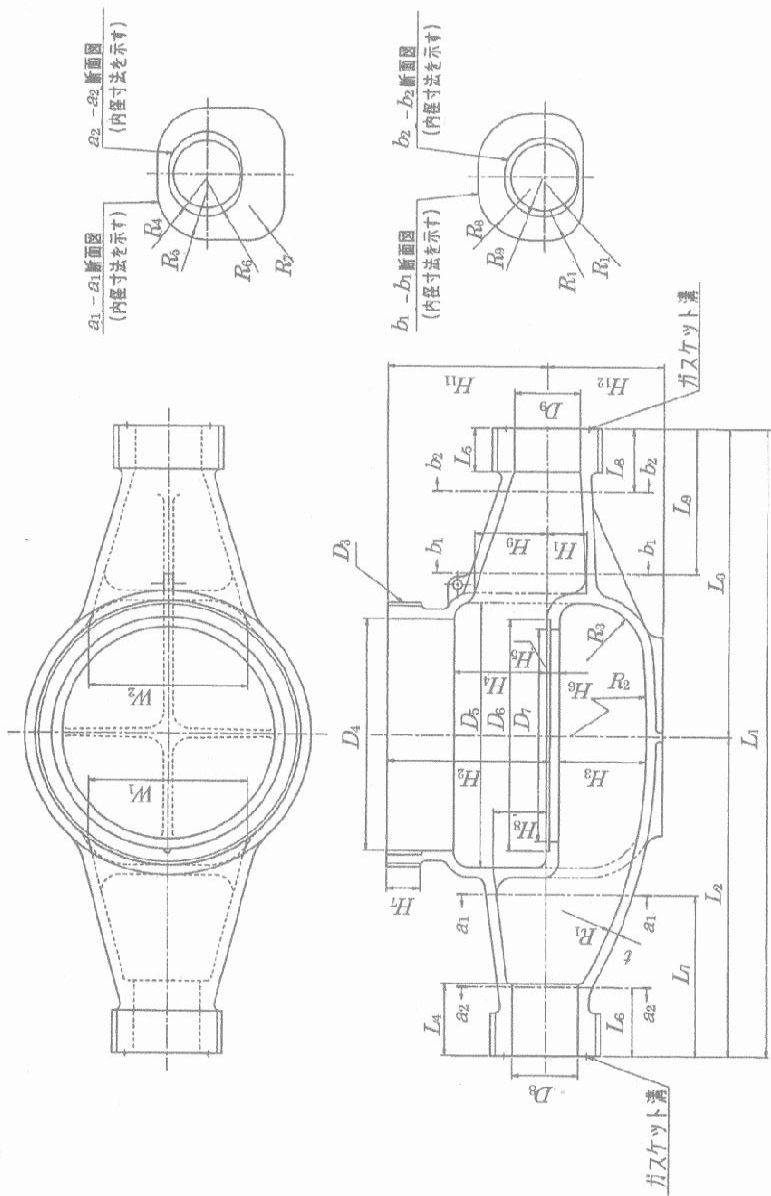
※1) 上ケースの締付け具合により、蓋の取付け位置及び量水器番号の刻印位置に相違がでてよい。

※2) 表示部における各々の目盛板表記は一例であり、形状を規定するものではない。

接線流羽根車複箱乾式量水器 [口径20mm, 25mm]



〔上ケース〕



〔下ケース〕

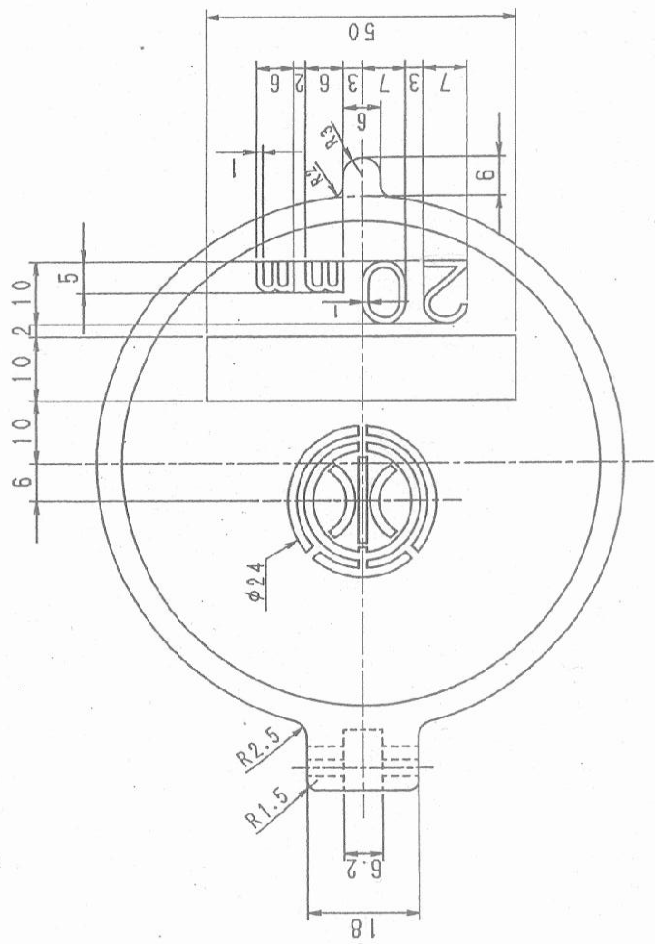
図-7 口径 20mm, 25mm 量水器主要寸法図

※上記の図は、財団法人日本工業規格発行の JIS 8750-1 (水道メーター及び温水メーター 第一部：一般仕様) より転載しました。

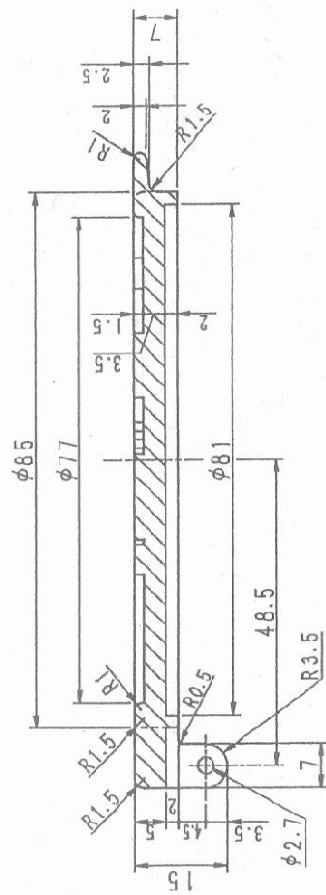
表-3 口径20, 25mm 量水器所要寸法及び許容差 単位:mm

部品名称	記号	寸法		許容差			
		口径20	口径25				
上ケース	D_1	76					
	H_1	6					
	D_2	M80×2					
下ケース	D_3	M80×2					
	D_4	70		$+0.1$ 0			
	D_5	80					
	D_6	70					
	D_7	64					
	D_8	20	25				
	D_9	20	25				
	H_2	49		$+0.2$ 0			
	H_3	26					
	H_4	28					
	H_5	1					
	H_6	3					
下ケース	H_7	10					
	H_8	16	18				
	H_9	22	23				
	H_{10}	12	15				
	H_{11}	48					
	H_{12}	35					
	t	3					
	下ケース	記号	寸法		許容差		
			口径20	口径25			
			W_1	48		50	
			W_2	48		50	
			R_1	140		170	
			R_2	350			
			R_3	17			
			R_4	11.5		13.5	
R_5			15	15.5			
R_6			10.5	13			
R_7			10.5	13			
R_8			16	15			
R_9			約11	約13.5			
R_{10}			10	12.5			
R_{11}			10	12.5			
下ケース	記号	寸法		許容差			
		口径20	口径25				
		L_1	190		225		
		L_2	97		115		
		L_3	93		110		
		L_4	22		27		
		L_5	13		15		
		L_6	21		25		
		L_7	49		65		
L_8	19	20					
L_9	44	50					

※上記の表は、財団法人日本工業規格発行のJIS 8750-1（水道メーター及び温水メーター 第1部：一般仕様）より転載しました

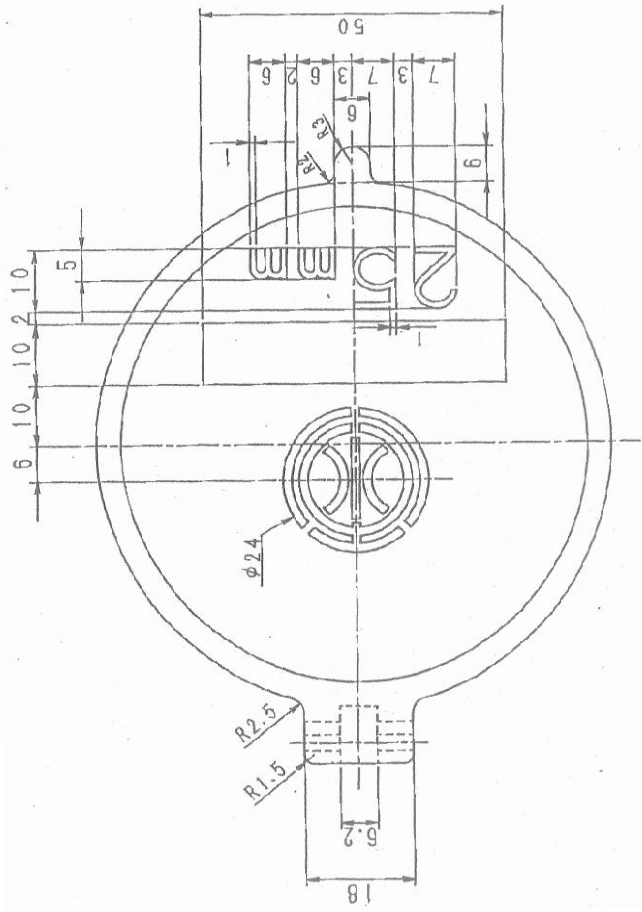


[平面図]

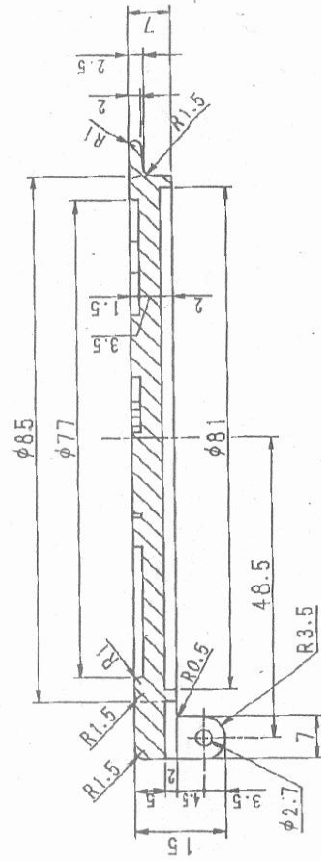


[側面図]

図-8 量水器蓋 (口径20mm用)



[平面図]



[側面図]

図-9 量水器蓋 (口径25mm用)

※ 上記の寸法を標準とし、構造及び形状が大きく変わることはないものとする。

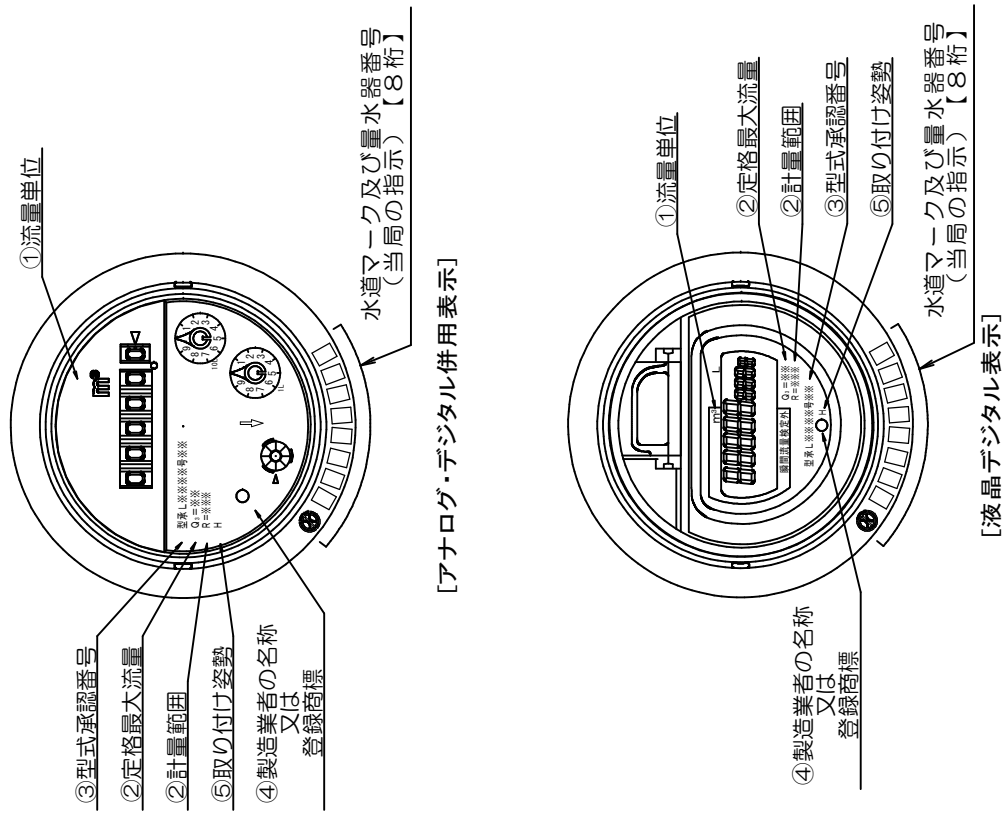
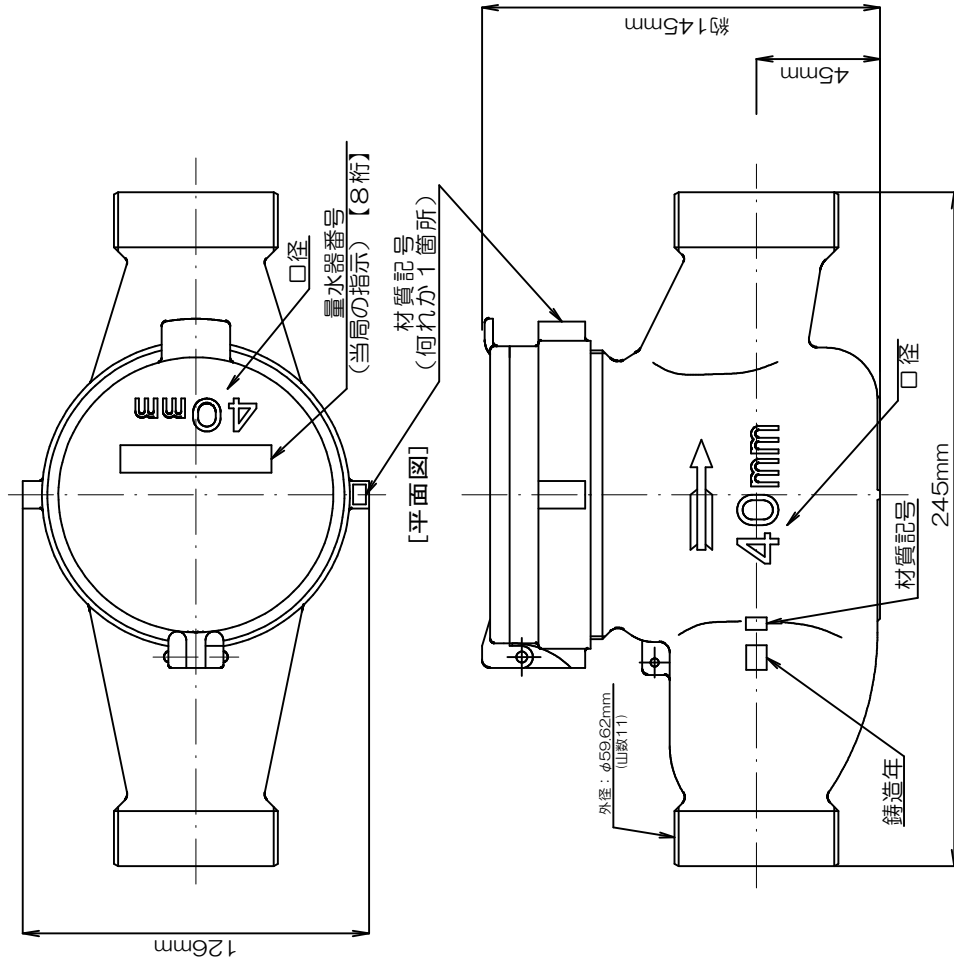


図-11 口径40mm量水器表示部

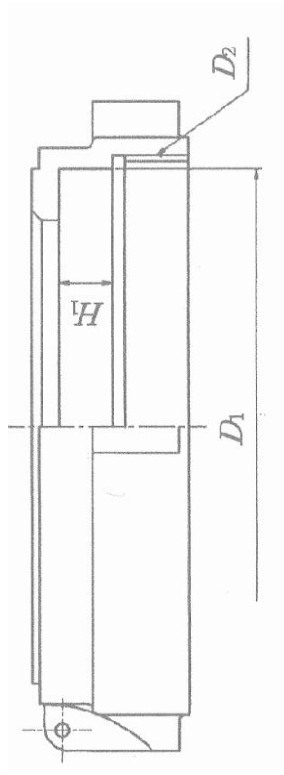


[側面図]

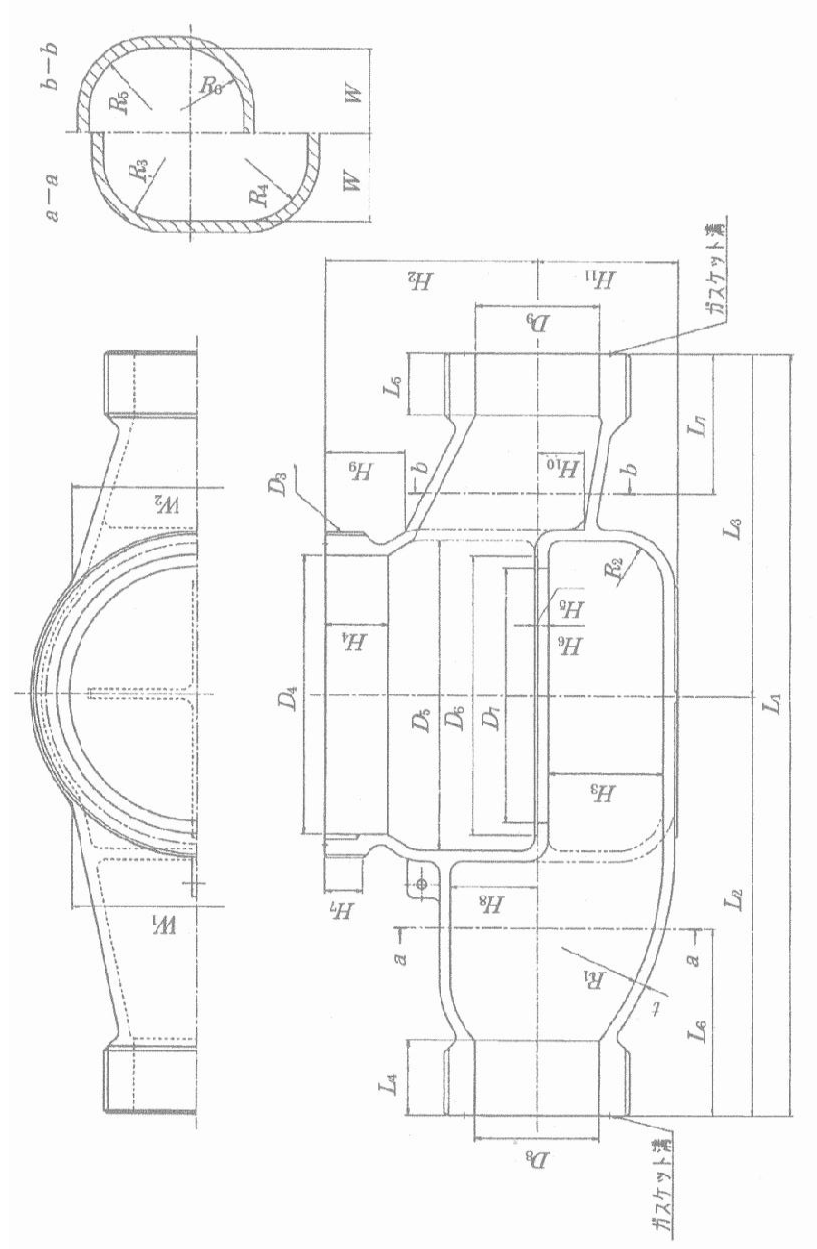
図-10 口径40mm量水器外觀図

- ※1) 上ケースの締付け具合により、蓋の取付け位置及び水量水器番号の刻印位置に相違があってもよい。
- ※2) 表示部における各々の目盛板表記は一例であり、形状を規定するものではない。

たて形軸流羽根車乾式量水器 [口径40mm]



[上ケース]



[下ケース]

図-12 口径40mm 量水器主要寸法図

※上記の図は、財団法人日本工業規格発行のJIS 8750-1（水道メーター及び温水メーター 第一部：一般仕様）より転載しました。

表-4 口径40mm 量水器所要寸法及び許容差 単位:mm

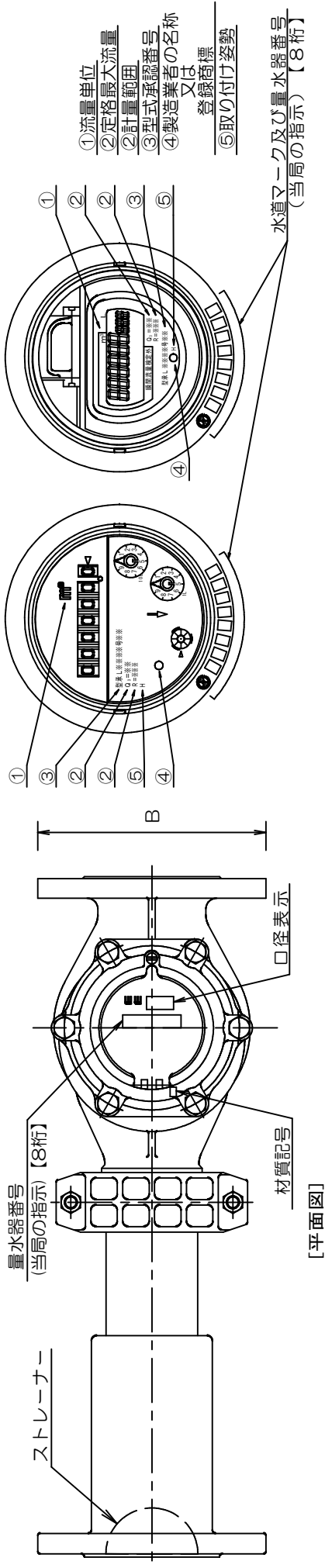
部品名称	記号	寸法	許容差
上ケース	D_1	100	
	H_1	10.5	
	D_2	M105×2	
	D_3	M105×2	
下ケース	D_4	90	$^{+0.1}_0$
	D_5	100	
	D_6	90	± 0.2
	D_7	82	$^{+0.3}_0$
	D_8	40	
	D_9	40	
	H_2	68	
	H_3	37	
	H_4	20	
	H_5	1	
	H_6	3.5	
	H_7	12	
	H_8	28	
	H_9	23.5	
	H_{10}	15	
	H_{11}	45	
	t	3.5	

部品名称	記号	寸法	許容差
下ケース	W_1	80	
	W_2	80	
	W_3	約28	
	W_4	約28	
	R_1	100	
	R_2	15	
	R_3	20	
	R_4	20	
	R_5	20	
	R_6	20	
	L_1	245	
	L_2	135	
	L_3	110	
	L_4	24	
	L_5	20	
	L_6	60	
	L_7	45	

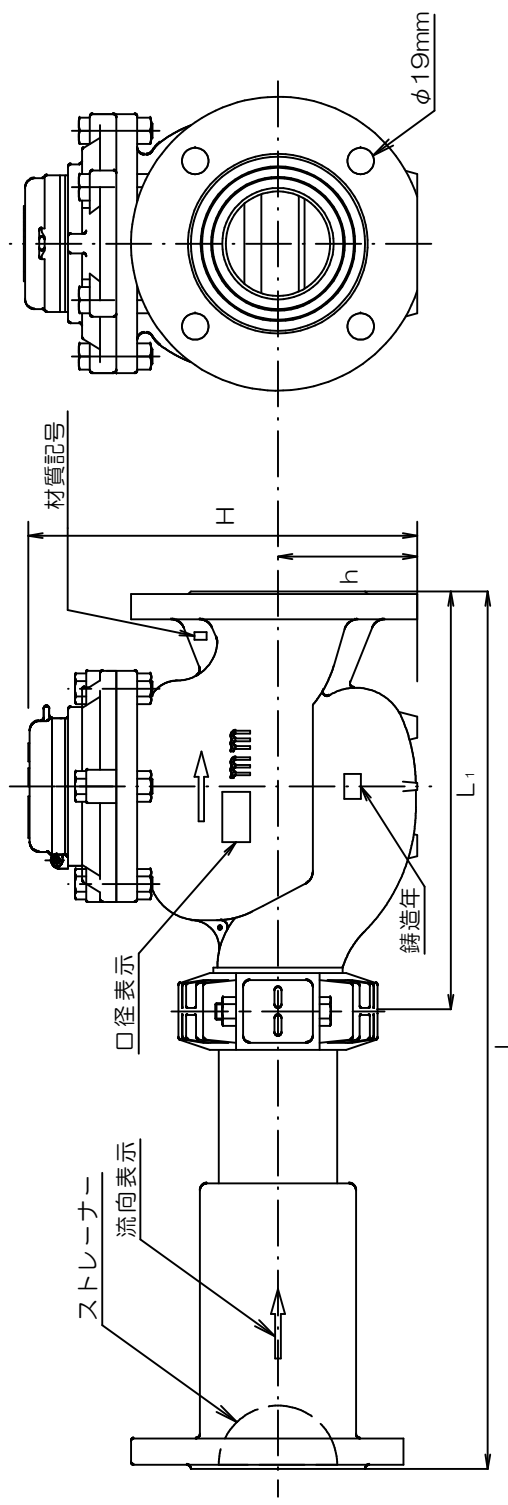
量水器構造図
【中口径】

千葉県企業局

1. たて形軸流羽根車乾式（はん用）量水器（口径50, 75, 100mm）・・・・・・・・・・1



[平面図]



[側面図]

[アナログ・デジタル併用表示] [液晶デジタル表示] 図-2 中口径量水器表示部

単位：mm

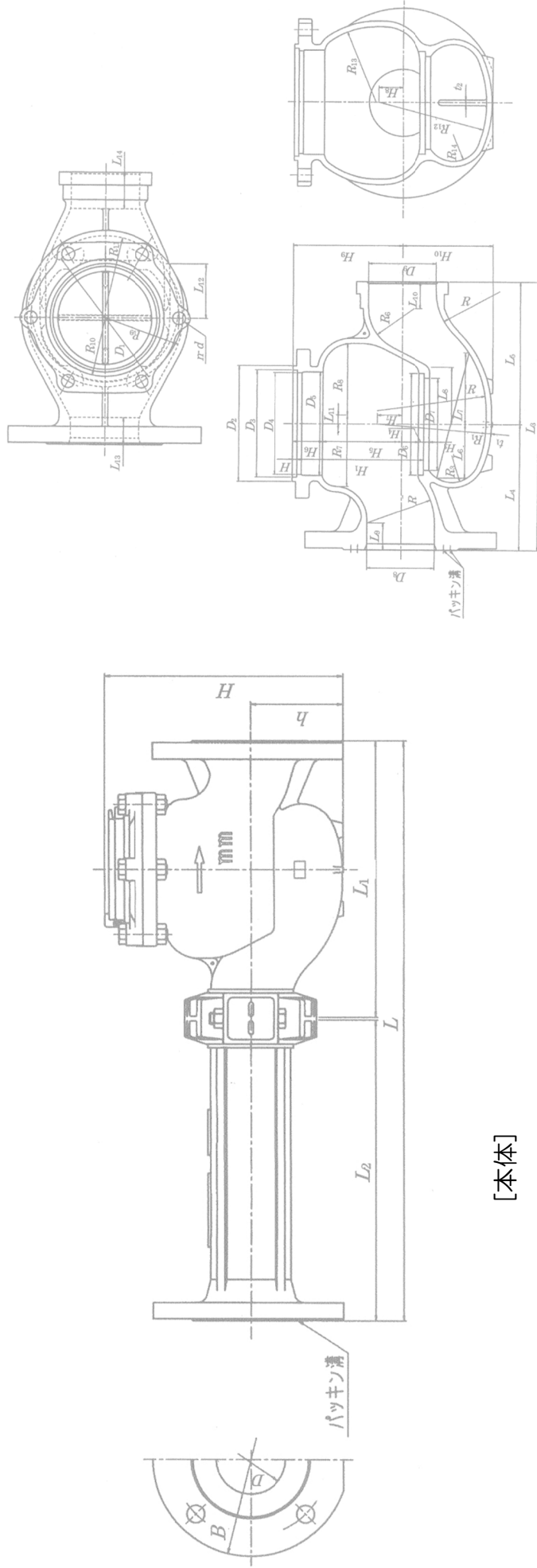
口径	L	L ₁	H	h	B
50	560	245	約210	80	186
75	630	300	約260	100	211
100	750	350	約300	120	238

※量水器用伸縮補足管は、全長(L)に対して±15mm以上調節可能でなければならない。

たて形軸流羽根車乾式(はん用)量水器
[口径50mm, 75mm, 100mm]

図-1 中口径量水器外觀図

※1) 表示部における各々の目盛板表記は一例であり、形状を規定するものではない。



[本体]

[下ケース]

図-3 中口径水量水器主要寸法図

※上記の図は、財団法人日本工業規格発行のJIS B 85 70-1（水道メーター及び温水メーター 第1部：一般仕様）より転載しました。

表-1 中口径量水器所要寸法及び許容差 単位:mm

部品 名称	記号	寸法		
		口径50	口径75	口径100
本体	L	560	630	750
	L ₁	245	300	350
	L ₂	312	327	397
	H	約210	約260	約300
	B	186	211	238
	h	80	100	120
	D ₁	148	162	172
	D ₂	119.5 ⁰ _{-0.3}	129.5 ⁰ _{-0.5}	139.5 ⁰ _{-0.5}
	D ₃	108 ^{+0.15} ₀	120 ^{+0.2} ₀	130 ^{+0.2} ₀
	D ₄	100	114	124
	D ₅	102	116	126
	D ₆	92 ^{+0.5} ₀	114 ^{+0.5} ₀	124 ^{+0.5} ₀
	D ₇	82 ^{+0.5} ₀	103 ^{+0.5} ₀	113 ^{+0.5} ₀
	D ₈	50	75	100
D ₉	50	75	100	
H ₁	94 ^{+0.2} ₀	140 ^{+0.3} ₀	162 ^{+0.3} ₀	
H ₂	5	5	5	
H ₃	5	6	6	
H ₄	6	6	6	
H ₅	63	106	127	
H ₆	30	33	34	
下 ケース				

部品 名称	記号	寸法		
		口径50	口径75	口径100
下 ケース	H ₇	26	27	48
	H ₈	26	27	48
	H ₉	90	120	142
	H ₁₀	80	100	120
	n-d	4-14	6-14	6-14
	t ₁	4.5	6	7
	t ₂	4	6	7
	R ₁	100	120	160
	R ₂	100	120	100
	R ₃	30	30	30
	R ₄	50	70	80
	R ₅	40	75	60
	R ₆	25	50	60
	R ₇	62	80	89
R ₈	62	80	89	
R ₉	65	85	95	
R ₁₀	50	65	75	
R ₁₁	62	80	89	
R ₁₂	100	120	157	
R ₁₃	65	85	95	
R ₁₄	30	30	35	

※上記の表は、財団法人日本工業規格発行のJIS B 85 70-1 (水道メーター及び温水メーター 第1部：一般仕様)より転載しました。

部品 名称	記号	寸法		
		口径 50	口径 75	口径 100
下 ケース	L ₃	245	300	350
	L ₄	115	140	160
	L ₅	130	160	190
	L ₆	45	60	70
	L ₇	80	80	100
	L ₈	50	64	70
	L ₉	30	30	38
	L ₁₀	40	30	30
	L ₁₁	6	10	12
	L ₁₂	40	60	80
	L ₁₃	30	30	30
	L ₁₄	30	40	40

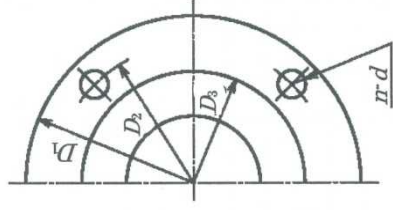


図-4 フランジ寸法

表-2 フランジ寸法

単位：mm

呼び径 DN	フランジ 外径 D_1	ボルト穴 中心円径 D_2	ガスケット 座径 D_3	ボルト 穴数 n	ボルト 穴径 d
50	186	143	100	4	19
75	211	168	125	4	19
100	238	195	152	4	19

※DNは、フランジ接続の呼び径

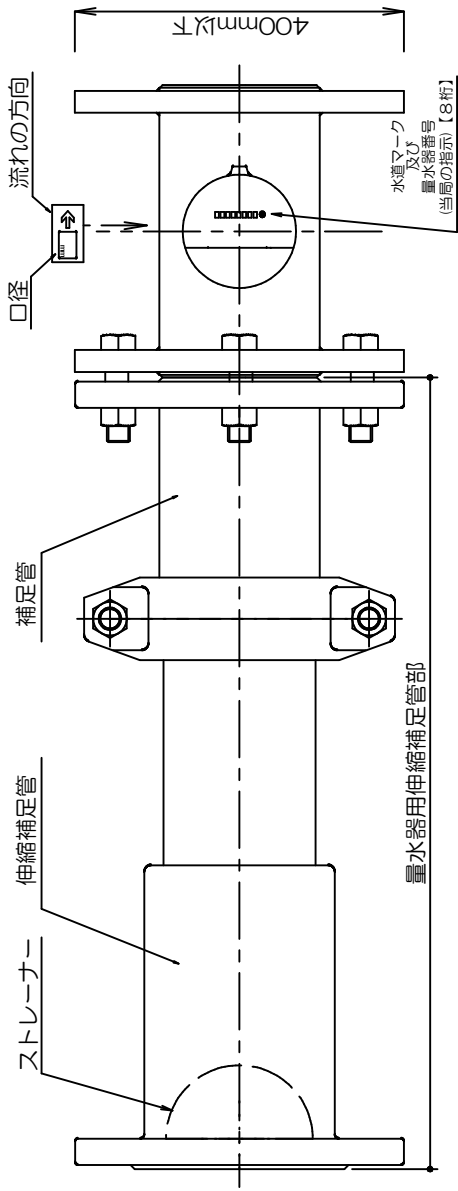
※上記の図及び表は、財団法人日本工業規格発行の JIS B 8570-1 (水道メーター及び温水メーター 第一部：一般仕様) より転載しました。

量水器構造図

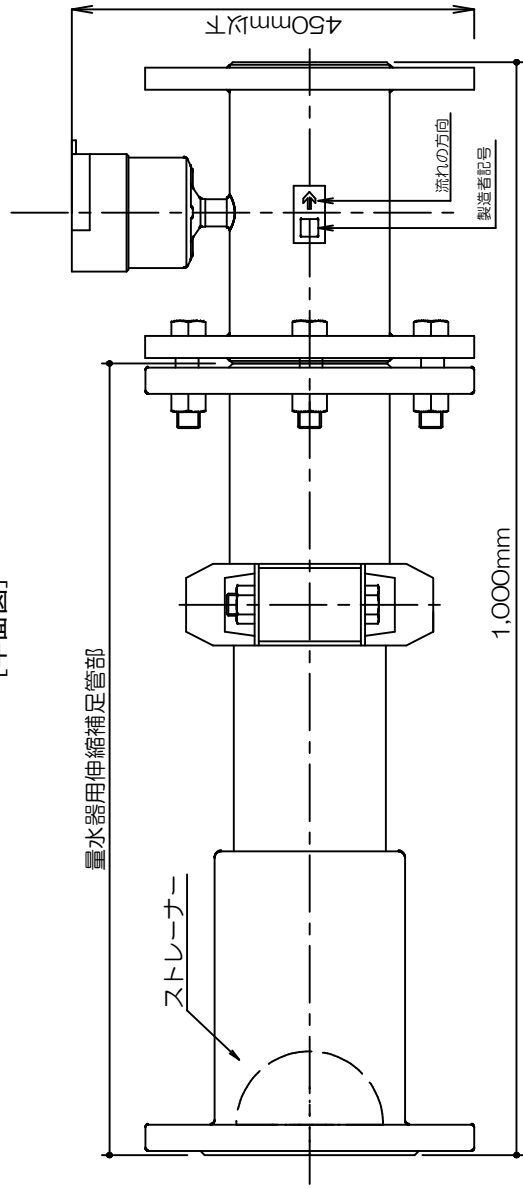
【大口径】

千葉県企業局

1. 電磁式水道メーター（口径150mm）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 電磁式水道メーター（口径200, 250, 300mm）・・・・・・・・ 2



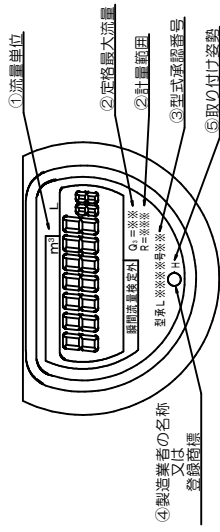
[平面図]



[側面図]

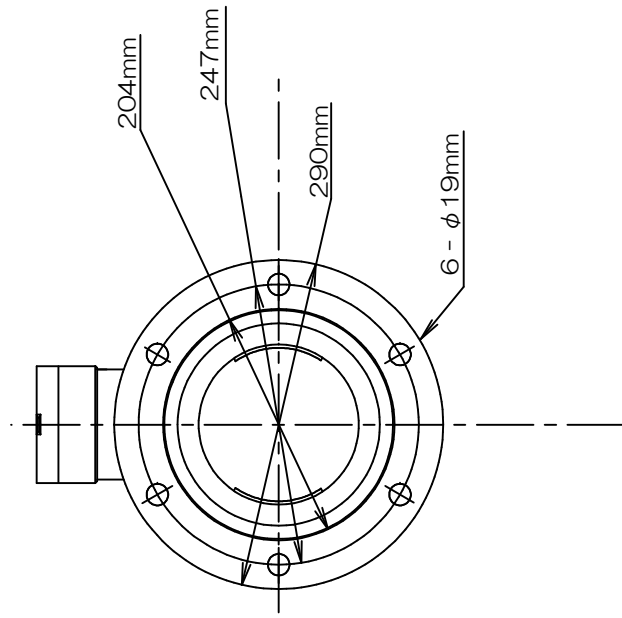
図-1 口径150mm量水器外観図

- ※1) 表示部における目盛板表記は一例であり、形状を規定するものではない。
- ※2) 量水器用伸縮補足管は、全長(L)に対して±15mm以上調節可能でなければならない。
- ※3) 量水器用伸縮補足管の構造は、原則、構造図のとおりとするが、変更する場合は、事前に当局の承認を得るものとする。

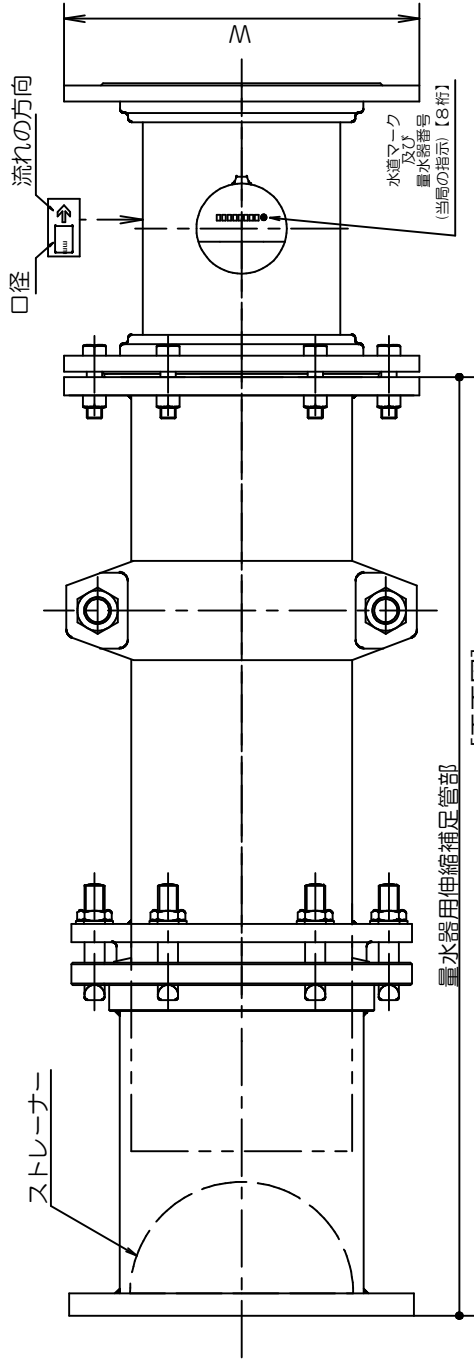


[液晶デジタル表示]

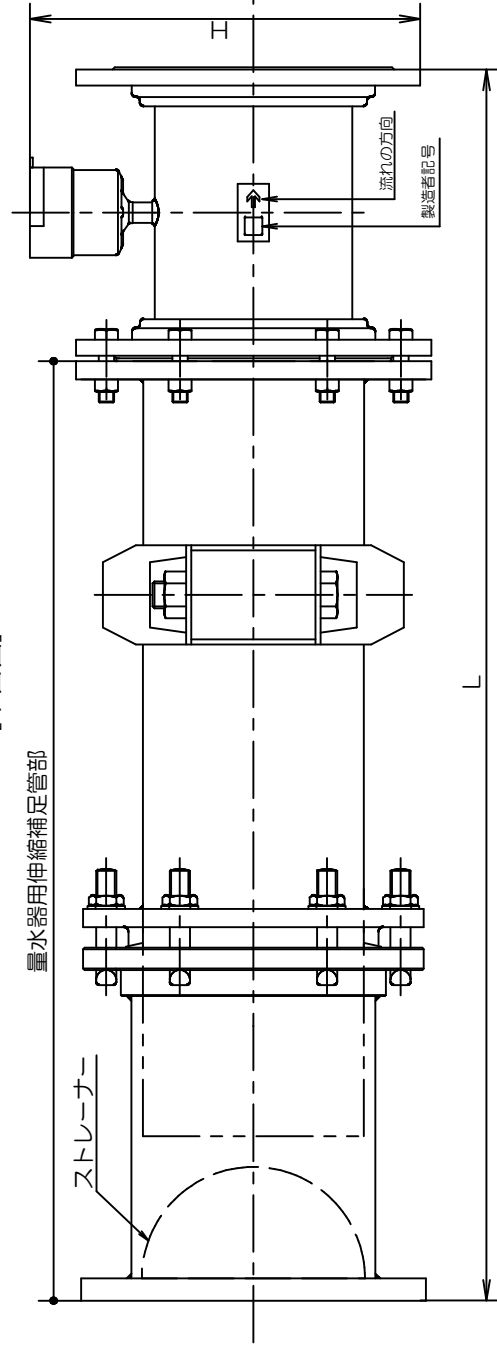
図-2 口径150mm量水器表示部



電磁式水道メーター [口径150mm]



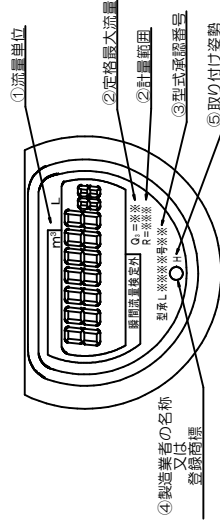
[平面図]



[側面図]

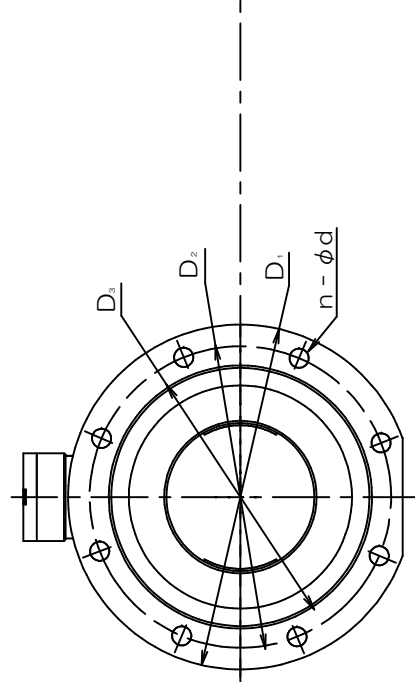
図-3 口径200,250,300mm量水器外觀図

- ※1) 表示部における各々の目盛板表記は一例であり、形状を規定するものではない。
- ※2) 量水器用伸縮補足管は、全長 (L) に対して±15mm以上調節可能でなければならない。
- ※3) 量水器用伸縮補足管の構造は、原則、構造図のとおりとするが、変更する場合は、事前に当局の承認を得るものとする。



[液晶デジタル表示]

図-4 口径200,250,300mm量水器表示部



単位 : mm

口径	L	H	W	D ₁	D ₂	D ₃	n-φd
200	1,160	500以下	450以下	342	299	256	8-19
250	1,240	550以下	500以下	410	360	308	8-23
300	1,600	600以下	550以下	464	414	362	10-23

電磁式水道メーター
[口径200mm,250mm,300mm]